

2013年市議会6月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第9号](#) 地方交付税の削減に反対する意見書
- [意見書（案）第10号](#) 少人数学級の推進を求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) 原発の再稼働を中止し、原発からの撤退を求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) 「従軍慰安婦」問題に対して歴史的事実に基づく対応を求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 雇用の流動化をやめ、安定した雇用を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 消費税増税の実施中止を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 憲法第96条の改定に反対する意見書
- ※意見書（案）第17号は取り下げ
- [意見書（案）第18号](#) 原子力規制委員会の新規規制基準施行後ただちに大飯原子力発電所3号機及び4号機の再審査（バックフィット）を実施し、運転の可否を判断することを求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 雇用の安定と公正労働条件の確保を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 日本国憲法第96条の改定に反対する意見書

地方交付税の削減に反対する意見書（案）

【市民ネ提案】

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものである。

ところが、平成 25 年度予算案には、地方交付税を 6 年ぶりに削減する内容が盛り込まれている。

地方交付税の削減を強行し、地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになる。これまで多くの地方自治体は必死に行財政改革に取り組んできたところであり、そうした実情も踏まえず、一方的に地方交付税を削減する姿勢は看過できない。

よって、国及び政府においては、地方交付税を削減せず、地方交付税を安定的に確保するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

少人数学級の推進を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。

我が国の教員一人当たりの児童生徒数は減少しているものの、国際的に見て依然、低い環境にある。義務教育の水準の維持・向上は言うまでもなく必要不可欠である。特に小中学校においては、教員の質を高め、教員数の拡充を推進し、個に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要である。

学校現場では、いじめや不登校、暴力行為等の問題行動への対応、教育格差の解消、学習習慣の定着や基礎学力の向上、インクルーシブ教育に向けた特別支援教育の充実等の課題に直面している。

現在、全国で小学校一、二年生の35人以下学級が実施されているが、子どもたちの学習意欲の向上や、きめ細やかな指導に大きな効果があったとの評価がされている。子どもたちにこれまでも増してきめ細やかに対応するためには、少人数学級のさらなる拡充が必要である。

よって、国及び政府においては、全ての児童生徒に行き届いた教育を実現するために、OECD加盟国平均並みの学級規模（一学級あたり、小学校で21.3人、中学校で23.3人）を目指し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正等により、少人数学級編制を全国統一的な制度として推進することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

原発の再稼働を中止し、原発からの撤退を求める意見書（案）

【共産党提案】

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から2年余りが経過したが、原発事故は収束どころかますます深刻な事態が続いている。電源設備にネズミが入り込んで感電して長時間にわたって冷却装置が停止したり、冷却水をためておく地下タンクから汚染水が漏れ出すなどの事故を初めとして、30万トンを超えて増大する放射性物質汚染水をどのように処理するか、メルトダウンした核燃料をどのように封じ込めるかなど、安全性を確保するための重大な課題に直面している。また、放射性物質汚染のために避難生活を送っている福島の人々は15万人にのぼっており、除染や被害補償、生活再建などは大きく立ち遅れている状況になっている。

このようなもとの、政府は「成長戦略」に、「原発の活用」を盛り込むと伝えられており、インドやトルコなどに原発の輸出を進めるための協定締結を進めている。また、7月の「新規制基準」の施行を受けて、柏崎刈羽、泊、伊方、高浜、玄海、川内原発などの再稼働を進めようとしている。しかし、この「新規制基準」の内容も各原発の地震・津波想定に関する具体的数値が設定されておらず、電力会社の裁量に任されているなど、到底安全を保障できるものとは言えない。その根底には、「再稼働のスケジュール先にありき」とも言うべき安全軽視の姿勢がある。

事故の収束も被災地復興もほど遠い現状で、原発の再稼働が進められようとしていることは重大であり、国民の安全という点からも認めることができない。

今年3月の日本世論調査会の全国面接調査では、脱原発という考え方に「賛成」、「どちらかと言えば賛成」をあわせて80%にのぼっており、原発からの撤退への国民的な願いは依然として大きいものがある。

昨年の夏や今年の冬も現在稼働している大飯原発3号機・4号機の発電量を除いても電力は十分足りており、危険な原発をこれ以上再稼働させなければならない状況ではない。

よって、国及び政府においては、現在運転中の大飯原発の再稼働を中止し、原発からの撤退を決断することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）

【共産党提案】

我が国では、憲法第 25 条が「すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と定めているように、医療を受けることは全ての人に保障された権利であり、国民皆保険制度であるにもかかわらず、窓口負担が重くて治療を中断して病状が悪化、就労もできなくなるという悪循環が生まれている。

こうしたもとで、「生活困窮者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業」が無料低額診療事業という制度として社会福祉法に位置づけられており、この制度を利用して無保険や低所得の方々の命が救われ、社会復帰される事例も少なくない。

しかし、医薬分業が進展する中において、保険薬局は無料低額診療事業の対象機関になっていないため、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診した患者の薬剤の自己負担は対象となっていない。

投薬は医療の一環であり、治療効果を上げるためにも不可欠である。安心して医療にかかることができる環境整備という国の役割を果たす上でも、無料低額診療事業の対象を保険薬局にも拡大すべきである。

よって、国及び政府においては、保険薬局を無料低額診療事業の対象とするよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

「従軍慰安婦」問題に対して歴史的事実に基づく対応を求める意見書（案）

【共産党提案】

旧日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権を徹底的に破壊し、人間の尊厳そのものを冒瀆する国際的な戦争犯罪である。その「慰安婦」が「必要だった」という橋下氏の発言は、公人の発言とは思えないもので、橋下氏の市長や政党代表としての資格はもちろん、人間としての姿勢が問われている。

しかし、橋下氏は発言を謝罪、撤回することなく、「どの国でもやっていたことで日本だけが非難されることではない」と開き直り、国内外の女性団体やメディアから厳しく批判され、抗議を受けている。また、こうした状況にもかかわらず、「維新の会」は「橋下氏の発言は政府の見解を踏襲したもの」だと述べ、橋下代表の責任を問うていない。

今回の発言の背景にある政府の見解とは第一次安倍内閣が出したもので、もともと日本軍「慰安婦」問題で政府や軍部の「関与」を認めた1993年の「河野官房長官談話」に対し、「強制連行の証拠はない」などと責任を曖昧にしたものである。

首相は、今回の橋下氏の発言に対して「立場が異なる」というだけであり、適切な批判や責任追及を行おうとしていない。しかし、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会は5月31日、旧日本軍の「慰安婦」問題について、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を日本政府に求める勧告をまとめた。

日本が国際社会で生きていくためにも、植民地支配と侵略の事実、「従軍慰安婦」問題での加害の事実をきちんと認めることは重要である。

よって、国及び政府においては、歴史的事実に基づいて橋下氏の発言に対して責任ある対応を行うとともに、いわゆる「従軍慰安婦」問題に関わる歴史的事実を明白に認め、適切な謝罪と補償を行なうべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

雇用の流動化をやめ、安定した雇用を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府が成長戦略の一環として進めようとしている雇用制度改革は、正社員雇用の多様化・流動化を検討しているが、これは雇用破壊を進め、低迷する日本経済をさらに悪化させるものである。たとえば労働者派遣について、常用雇用に代えて派遣を導入するのを防ぐために臨時的・一時的業務に限るとしている制度の見直しが提起されている。また、勤務地や職務、労働時間などを限定して働く限定正社員という形態が検討されている。これは、正社員であっても、特定されている勤務地や業務がなくなれば解雇される口実になる。しかも限定付きであるからと賃金も割安とされ、正社員という名の不安定雇用に他ならない。また、解雇の金銭解決の導入や事務系労働者を労働時間規制の対象外にして残業代を払わないホワイトカラー・エグゼンプションの導入が検討されている。

既に派遣や契約社員など、低賃金の非正規雇用が 35%を超えている日本では、労働者の賃金が下がり続け、国内の購買力が衰退し、経済は低迷している。正社員雇用のさらなる破壊は、国民の暮らしと経済に深刻な被害をもたらすだけでなく、日本の技術力・競争力を衰退させ、産業の基盤を壊すことになる。日本の景気回復のためにも、賃金の引き上げと安定した雇用の確保による労働者の所得の拡大こそ必要である。

よって、国及び政府においては、不安定雇用を増大させる雇用制度改革ではなく、雇用は正社員を基本として、非正規雇用は臨時的・一時的業務に限るという方向で、人間らしく意欲をもって働き、安心して暮らせる制度をつくることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

消費税増税の実施中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法により、消費税率は2014年4月に8%、2015年10月には10%へ引き上げられようとしている。

安倍首相は、日本を元気にすると①大胆な金融政策②機動的な財政政策③民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」を打ち出した。

これによる、急激な円安と外資の流入で、輸出大企業を中心に株価と収益が急速に回復している。しかし、労働者の賃金や下請け単価は上がらず、国内設備投資は連続してマイナスが続いている。世論調査でも、7割、8割の国民が、景気回復の実感が持てないと答えており、急激な円安で、光熱費、食料品、ガソリンなど物価だけが上昇し、国民は生活防衛で消費をますます減らさざるを得ない。

政府の試算では、消費税が10%になると、年収500万円のサラリーマン世帯で11.5万円（年間）の負担増となり、社会保障の負担増なども合わせると31万円（同）の負担増と見込まれている。

また、消費税増税は企業経営にも大打撃となる。7割の企業が「業績への悪影響」があるとし（帝国データバンク調査）、増税分を価格に「転嫁できない」事業者は、売上高1,000万～1,500万円の小規模事業者で71%、1億～2億円の事業者でも50%に達する（日本商工会議所などの調査）とされている。

1997年に消費税を5%に引き上げた時、働く人の年収は増えていたが、その後日本経済は深刻な不況に陥り経済成長の停滞をもたらした。ところが、働く人の年収はこの4年間だけでも21万円も減っており、そこに消費税で13.5兆円、社会保障の負担増も含めて20兆円もの負担増を行えば、国民生活や中小企業の経営は一層深刻になる。また、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受け、税収が増えるどころか国や自治体の財政をさらなる危機に追い込むことは明白である。

よって、国及び政府においては、このような時期に消費税の増税を行うべきではなく、実施中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

憲法第 96 条の改定に反対する意見書（案）

【共産党提案】

改憲手続きを定めた憲法第 96 条を改定し、改憲の発議要件「衆参両院の総議員数の三分の二以上の賛成」を「過半数の賛成」にしようという動きがある。こうした動きには、憲法に定められる主権在民、平和主義、基本的人権の尊重などの基本的理念の内容に触れることなく、改定のためのハードルを低くするとともに国民を改憲に慣れさせようという意図が垣間見える。

法律の最上位に位置する憲法は他の法律と違い、国家による権力の濫用から国民を守るものであり、そのために主権者である国民が国家権力を縛るものという立憲主義の立場に立っている。従って憲法改定の要件は、時の権力者に都合のよいように憲法を改定することが難しいようにされており、世界各国の民主主義を基調とする国においては、日本とほぼ同様あるいはそれ以上に厳しい要件となっている。

今回の第 96 条改定の動きは、憲法をめぐる真剣な議論そのものを軽んじ、さらには憲法そのものを軽んじるものとして看過することはできない。

よって、国及び政府においては、憲法第 96 条の要件を緩和する改定を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

原子力規制委員会の新規制基準施行後ただちに大飯原子力発電所3号機及び4号機の再審査（バックフィット）を実施し、運転の当否を判断することを求める意見書（案）

【清正、みんな提案】

原子力規制委員会は、平成25年4月10日に原子力発電所の再稼働を認めるかどうかの判断の基準となる原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）（新規制基準案）を了承した。この新規制基準は同年7月18日までに施行されることとされている。

現在稼働中の大飯原子力発電所3号機・4号機の再審査については、現在の稼働状態が暫定的・限定的なものであるにもかかわらず、新規制基準施行時に行わず、通常の定期検査時期となる本年9月以降に行うものとされ、その代わりに運転を続ける条件を満たしているかどうかを把握するための確認作業が行われているところである。

深刻な被害をもたらしている東京電力福島第一原子力発電所の事故を振り返ったとき、原子力発電所には新しい規制基準が適用されていること、並びに万が一の事故対策が十全に講じられていることをわかりやすく国民に説明し、納得を得ることが不可決と考える。

よって、国及び政府においては、以上を踏まえて下記の事項について適切に対応することを求める。

記

1. 大飯原発については、新規制基準施行前に新基準案に基づく確認作業が行われているが、新規制基準に基づいた再審査（バックフィット）を行い、その状況を国民にわかりやすく説明すること。
2. 再審査の結果、新基準案への不適合があった場合には、ただちに運転を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

雇用の安定と公正労働条件の確保を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

日本経済を持続的、安定的な成長軌道に復帰させ、その成果を国民生活や地域経済に還元させていくという好循環につなげていくため、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進していく必要がある。

よって、国及び政府においては、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

1. 整理解雇 4 要件の見直しや解雇の金銭解決制度の導入など、解雇規制の緩和は行わないこと。あわせて、就業規則により労働条件を変更する場合における合理性要件の見直しなど、労働条件不利益変更規制の緩和を行わないこと。
2. ホワイトカラー・イグゼンプションの導入や裁量労働制の緩和など、労働時間規制の緩和は行わないこと。
3. 労働者派遣法における残された課題（登録型派遣や製造業務派遣の禁止、専門 26 業務の見直し、派遣先責任の強化など）について、労働者保護の視点からの改正を行うこと。また、派遣期間制限の緩和など、派遣労働者の保護を後退させる規制緩和は行わないこと。
4. 若者雇用戦略の 3 つの柱(1)機会均等・キャリア教育の充実、(2)雇用のミスマッチ解消、(3)キャリア・アップ支援の施策を着実に推進するとともに、成長戦略の着実な実行、起業や中小企業への支援などを行い、すべての若者に対して働きがいのある良質な雇用の場を創出できるよう進めること。
5. 学校による就職支援機能の強化や、ハローワーク、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就職支援体制の質・量の向上を図るとともに、就職関連情報の提供のあり方のルール化や通年採用も含めた新卒採用の拡大（卒業後 3 年以内は新卒扱い）などを行い、若年者が良質な就労に就くことができるための環境整備を一層進めること。
6. 新たな労働時間法制の検討を含むワーク・ライフ・バランスの実現や労働者経営者に対するワークルール遵守の徹底などを通じ、若年者が働き続けられるための社会的規制を設けること。
7. 妊産婦に関わるさまざまな保護制度の周知を徹底するとともに、男女労働者の仕事と生活の両立支援策の拡充と保育所待機児対策を確実に実施すること。
8. 次世代育成支援対策推進法で定められた一般事業主行動計画、特定事業主行動計画の策定を推進し、仕事と子育ての両立を図ること。特に 100 人以下の企業の行動計画策定を推進し、女性が多く働く中小企業での子育て環境をより一層充実させること。
9. 2015 年 3 月末までの次世代育成支援対策推進法を延長・継続するとともに、税制優遇や補助金などによりワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

日本国憲法第 96 条の改定に反対する意見書（案）

【市民ネ提案】

日本国憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」という基本理念及び象徴天皇制などの諸原則は日本社会に定着し、国民の確信にしっかりと支えられている。

これを尊重、堅持し、日本国憲法の基本理念を具現化した真の立憲主義を確立するためには、国民とともに補うべき点、改めるべき点への議論を深めたうえで未来につながる憲法を構想していく必要がある。

よって、国及び政府においては、下記の事項について配慮されるよう強く要望する。

記

1. 憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから国民の自由や権利を守ることにある。憲法の改正にあたっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意の形成を目指すこと。
2. 衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする考え方には合理性があり、日本国憲法についての議論を深める前に、改正の中身を問うこともなく、改正手続きの要件緩和を先行させることは立憲主義の本旨に反する。

よって、日本国憲法の改正手続きについての要件緩和を先行させないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。